

## 宮城県復興住宅計画の概要

### 1. 計画の目的と位置付け

- (1) 目的と位置づけ  
「宮城県震災復興計画」及び、土木・建築分野別計画の「社会資本再生・復興計画」を踏まえ、住宅分野における取り組み等をまとめたものです。
- (2) 計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度までの **10 年間**

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 基本理念 再生と持続～人・住まい・地域～

「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進します。

#### (2) 基本目標

##### 1) いのちを守る安全安心な住まい

- ・地震等の自然災害に対し、安全で安心して暮らせることができる生活環境の整備
- ・「人命を守る」ことを最優先に、建物の倒壊を防ぎ安全性が確保された住宅整備

##### 2) むらしを支える住まいづくり

- ・生活のよりどころとなる住宅を早期かつ円滑に供給するため官民が連携して整備
- ・自立再建が困難な被災者に対し、公的住宅を中心とした住まいの供給

##### 3) 地域社会と連携した住宅供給

- ・まちづくり計画との連動による魅力ある地域づくりを促進
- ・地域特性に配慮し、持続可能な地域の再生、住まいづくりを推進

### 3. 基本方針

#### (1) 安全・安心な住まい

- ・住宅の耐震性や耐火性の向上を図り、安心して暮らせる生活環境と安全な住まいの普及
- ・地震や津波被害から人命を守るために、「逃げる」ための環境整備と安全な住まいの整備を促進

#### (2) 住民が中心となるまちづくり、住まいづくり

- ・これまで住み慣れた地域でのコミュニティ再生・再構築を図り、住民が中心となった復興
- ・自分たちのまちを自分たちでつくるという意識を形成しながら地域の復興

#### (3) 官民の連携と地域産業振興

- ・市町村、県、民間の連携により、多様な住宅供給を進め、早期の住宅再建
- ・地域特性を考慮し地域産材の活用や地域工務店との連携により地域産業の活性化に寄与

#### (4) 新たな住まい方と多様な住まい方

- ・持家住宅からの転換、支え合う仕組みによる住まい方の検討など、多様な住まい方の提案
- ・新たなライフスタイルの実現に向け、医療・福祉分野との連携を図り、新たな住まい方を提案

#### (5) 新しい技術の導入

- ・省エネルギーに配慮した仕様、再生可能エネルギーの活用など環境に優しく快適な住まいづくり
- ・災害時の一時的エネルギーの確保や先導的モデル事業としての展開を図り、魅力ある地域の形成

### 4. 復興住宅に対する施策・取り組み

今後、整備が必要と見込まれる 72,000 戸の住宅整備を推進します。

#### (1) 応急的な住宅への支援

関係機関と連携しながら、各種助成制度の情報提供や入居者へのケア等の支援を継続的に行い、恒久的な住宅への移行を支援します。

#### (2) 自力再建への支援

国の取り組みや施策を活用し、個人の自力再建に向けて適切な支援を行います。

#### (3) 公的住宅の供給促進

自ら住宅を確保することが困難な方に対して、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を早期に供給を図ります。

### 5. 災害公営住宅等の整備

(1) 整備期間：平成 23 年度から平成 27 年度までの **5 年間**

(2) 整備戸数：約 **15,000 戸**（県における建設支援：約 5,000 戸 内 1,000 戸程度を県営住宅）

#### ■市町別整備戸数

市町名	整備戸数	市町名	整備戸数	市町名	整備戸数
仙台市	2,800	登米市	(50)	七ヶ浜町	250
石巻市	(4,000)	栗原市	(20)	利府町	(20)
塩竈市	300	東松島市	860	大郷町	(5)
気仙沼市	2,200	大崎市	150	涌谷町	50
名取市	(1,000)	亘理町	400	美里町	(60)
多賀城市	361	山元町	600	女川町	715
岩沼市	224	松島町	40	南三陸町	1,000

※整備戸数は今後の市町の調査等により変更する可能性があります。

※（ ）書きの整備戸数は、市町で未確定のため、市町へのヒアリングや応急仮設住宅等に入居している世帯数などを基に、県が試算したものです。

#### ■年次計画（年次別完成戸数）

年次	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	計
戸数	-	300	3,500	5,000	6,200	15,000

※現状で想定しているスケジュールであり、面整備等の進捗に合わせて変更が想定されます。

### （3）整備方針

◇市、町による災害公営住宅の整備及び管理を基本とします。

◇県は市町の建設支援を行い、一部は県営住宅として整備します。

◇民間事業者等と連携し、早期整備に取り組みます。

◇入居者への家賃の低廉化を図ります。

#### ①少子高齢社会に対応した住まいづくり

高齢者生活支援施設等の合築や併設、高齢者対応住宅の整備、バリアフリー、ユニバーサルデザイン

#### ②まちづくり計画との連動

まちづくり計画を踏まえた住宅整備、より安全な地域への集積・集約化、コミュニティに配慮した空間づくり

#### ③地域コミュニティの維持を図るための取り組み

地域で支え合う新しい住まい方に対応、コモンスペースやコミュニティ施設の配置、住民主体の整備

#### ④住民の意向や再建に向けた取り組みへの配慮

地域の持つライフスタイルや多様な居住形態に対応、持続性あるまちづくり・住まいづくり、家賃負担の軽減

#### ⑤地域振興・地域産業に配慮した整備

地域産業の振興と連動、県産材を使用し地元の大工・工務店による木造住宅、用途変更や観光産業等への転用

#### ⑥地域特性・地域環境に配慮した整備

地域の景観や地形を活用した自然環境と調和した魅力あるまちづくり、持続可能なバッシブ住宅の整備

#### ⑦基本性能の確保と環境負荷の低減

高気密高断熱による省エネルギー化、住宅性能表示制度の適用、維持管理のしやすさや耐久性を高める工夫

#### ⑧先導的モデルの取り組み

再生可能エネルギーの非常時における電源の確保、非常時の防災施設として避難ビル機能の導入のモデル展開

### （4）整備手法

#### 1) 多様な供給方式による早期整備

直接建設・買い取り・借り上げを地域実情に合わせ活用

#### 2) 県による市町村支援

: 5,000 戸 内、1,000 戸程度は県営住宅を建設

#### 3) 民間事業者等と連携した整備

: 提案募集型の整備手法の活用やモデル的事業の展開

### 6. 復興住宅の整備促進方策

国、県そして市町村と民間事業者等の連携により、国における様々な施策や復興特区制度を活用し、実行に向けて継続的に国への働きかけと、必要に応じた各市町村への進行管理を行い、復興住宅の整備を推進します。